

○共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営内規

平成 28 年 2 月 17 日制定

改正 平成 28. 3. 2 , 平成 28. 4. 12

広島大学原爆放射線医科学研究所長承認

長崎大学原爆後障害医療研究所長承認

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長承認

共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、学校教育法施行規則第 143 条の 3 第 2 項の規定に基づき設置された共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」(以下「研究拠点」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 研究拠点は、ネットワーク型による広島大学・長崎大学・福島県立医科大学(以下「構成大学」という。)間の連携及び協力のもと、放射線災害・医科学研究の充実及び発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第 3 条 研究拠点は、次の組織で構成する。

広島大学原爆放射線医科学研究所

長崎大学原爆後障害医療研究所

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター

(拠点本部)

第 4 条 研究拠点の拠点本部を広島大学原爆放射線医科学研究所に置く。

(拠点本部長及び拠点副本部長)

第 5 条 拠点本部に、拠点本部長及び拠点副本部長を置く。

2 拠点本部長は、広島大学原爆放射線医科学研究所長をもって充てる。

3 拠点副本部長は、長崎大学原爆後障害医療研究所長(第一順位)及び福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長(第二順位)をもって充てる。

4 拠点副本部長は、拠点本部長を補佐し、拠点本部長に支障があるときは、順位に従い、その職務を代行する。

(拠点本部会議)

第 6 条 研究拠点に、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」本部会議(以下「拠点本部会議」という。)を置く。

2 拠点本部会議に必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第 7 条 拠点本部長の諮問に応じるため、研究拠点に、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に必要な事項は、別に定める。

(部会)

第8条 研究拠点に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 共同研究課題審査部会
- (2) 国際シンポジウム部会
- (3) 広報部会
- (4) 評価部会

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 拠点本部の事務局を広島大学霞地区運営支援部に置く。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、研究拠点に関し必要な事項は、拠点本部会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。